

# 姫路市立姫路高等学校PTA会則 (2018.5.11改正)

## 第一章 総 則

第1条 本会は、姫路市立姫路高等学校PTAとよび、事務所を姫路市立姫路高等学校（以下「本校」という。）内におく。

第2条 本会は、生徒の福祉増進を目的とする教育的な民主団体であり、教職員と一体となって学校教育の推進にあたる。

## 第二章 目 的

第3条 本会は、学校と家庭が協調し、会員の相互研修を通じて、生徒の福祉増進をはかるとともに、地域社会の発展向上につとめることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

## 第三章 方 針

第5条 本会は、目的を同じく活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第6条 本会は、非営利的、非宗教的、非政党的であって本会及び本会の役員は、その名においていかなる営利企業、団体、政党を支援することができない。

第7条 本会は、自主独立のものであって他のいかなる団体、機関の支配、統制、干渉をも受けるものではない。

第8条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために協力する。

第9条 本会は、教育委員会、市当局と学校問題について協議し、また、その活動を助けるために意見を具申し関係資料等を提供するが、直接に学校の運営や人事に干渉するものではない。

## 第四章 会 員

第10条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本校在校生徒の保護者
2. 特別会員 本校の職員

第11条 本会の会員は、本会事業に積極的に参加し協力する。

第12条 本会の正会員は、一定の会費を納めるものとする。ただし、申し出のあった場合、委員会で協議し免除することができる。

第13条 本会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱規程」において取得、利用及び管理について定め適正に運用するものとする。

## 第五章 役 員

第14条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1名
2. 副会長 3名
3. 常任委員 若干名
4. 会 計 3名
5. 書 記 若干名
6. 会計監査 3名

第15条 本会役員を選任は、委員会において会員中から選出し、総会の承認により決定する。

第16条 本会役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
3. 常任委員は、各専門部会の運営にあたるとともに会務に参画し、その運営上の重要事項の審議と遂行にあたる。
4. 会計は、会計事務にあたる。
5. 書記は、本会の各種会合の議事を記録し、各種会合の通知をする。
6. 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。

第17条 本会に、顧問及び事務職員をおくことができる。

顧問及び事務職員は、委員会の議決を経て会長が委嘱し、顧問は、本会の重要事項について諮問に応ずる。

第18条 本会役員の任期は一年とし、再選は妨げない。ただし、欠員により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第六章 委 員

第19条 本会の委員の選出は、PTA入会后第一学年の会員中より学級数の約二倍の人員を互選し、二、三年委員とともに委員会を構成する。また、委員の任期は、原則として三ヵ年とする。

## 第七章 機 関

第20条 本会に、次の機関をおく。

1. 総 会
2. 委員会
3. 役員会

第21条 総会は、毎年度5月に開き、事業報告、会計決算、役員の承認、事業計画、予算案その他重要事項を審議し議決する。

総会の招集は、委員会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、委員会が必要と認めたときは、会長は臨時総会を開かなければならない。

第22条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、総会に付議すべき事項の審議、会務を執行するための方針に関する事項の審議及び事業の経過報告を行う。ただし、委員の三分の一以上の要求があったときは、委員会を開かなければならない。

第23条 役員会は、総会又は委員会の決定に基づき会務を執行し、必要事項を処理する。また、役員会は、随時、会長が招集する。

第24条 総会は、出席会員で構成し、その他の会議は全て構成員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。ただし、必要に応じて委任状を認める。議事は過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

## 第八章 専 門 部

第25条 本会は、その運営並びに事業を積極的に進めるために次の専門部をおく。

1. 文化部
2. 研修部
3. 愛護部
4. 学年部

専門部の構成は委員と役員とし、本会運営並びに事業の遂行にあたる。ただし、委員会が必要と認めたときは特別部会を設けることができる。

特別部会の構成は委員会で決める。

## 第九章 会 計

第26条 本会の経費は、会費、入会金、補助金をもってこれにあてる。

会費及び入会金は委員会において定め、総会の議決を得なければならない。

第27条 新入会員は、食堂管理運営積立金を納入するものとする。

会費及び経費は委員会において定め、総会の議決を得なければならない。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第十章 そ の 他

第29条 本会則に必要な細則は、委員会において別に定める。

付 則 本会則は昭和48年5月12日の総会において改正施行する。

本会則は昭和52年5月14日の総会において一部改正施行する。

本会則は平成12年5月20日の総会において改正し、施行する。

本会則は平成17年5月14日の総会において改正し、施行する。

本会則は平成18年5月13日の総会において改正し、施行する。

本会則は平成28年5月13日の総会において改正し、施行する。

本会則は平成29年5月13日の総会において改正し、施行する。

本会則は平成30年5月11日の総会において改正し、施行する。